

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準

平成 3 0 年 4 月

福島市環境部廃棄物対策課

目次

第1	趣旨	1
第2	定義	1
第3	最終処分場の維持管理に関する基準	1
1	最終処分場の分類	1
2	共通基準	1
3	遮断型最終処分場の個別基準	7
4	管理型最終処分場の個別基準	8
5	安定型最終処分場の個別基準	10
6	廃止の措置	12
第4	焼却施設の維持管理に関する基準	
1	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）に係る維持管理基準	16
2	ガス化改質方式の焼却施設に係る維持管理基準	23
第5	中間処理施設（焼却施設を除く）の維持管理に関する基準	
1	共通基準	25
2	個別基準	30
	附則	33
	別表	34

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準

第1 趣旨

福島市産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）第12条第3項及び第22条の規定による産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）の例によるものとする。

第3 最終処分場の維持管理に関する基準

最終処分場の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 最終処分場は埋立処分する産業廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号イに掲げる最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）
- (2) 令第7条第14号ロに掲げる最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）
- (3) 令第7条第14号ハに掲げる水面埋立地を除く最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）

- 2 共通基準

遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 囲い等

ア 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）の周囲に設けられた囲いは、みだりに関係者以外の人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。

ウ 門扉は、1日の作業終了後に閉鎖し施錠すること。

エ 埋立処分が終了した埋立地を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合（安定型及び管理型最終処分場に限る。）にあつては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。また、産業廃棄物の最終処分場であること及び埋立地の状況に応じた利用に当たっての注意事項がわかるように、埋立処分以外の用に供する場所又はその周囲に立札、標識等を設置すること。

- (2) 表示等

ア 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見や

すい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えるなど必要な措置を講ずること。

イ 立札等が汚損し、又は破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。

(3) 飛散、流出防止

ア 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように覆土をして転圧締固めを行うとともに、飛散防止用ネットを張るなど必要な措置を講ずること。

イ フィルム状の廃プラスチック類等の飛散しやすい産業廃棄物の場合は、埋立作業中及び埋立作業終了後速やかに、飛散、流出の防止のための措置を講ずること。

ウ 産業廃棄物が埋立地以外の最終処分場の部分へ飛散、流出しないよう必要な措置を講ずること。

(4) 悪臭の防止

最終処分場の外に悪臭が発散しないように覆土するとともに、防臭剤の散布など必要な措置を講ずること。

(5) 防火措置

ア 火災の発生を未然に防止するため、必要に応じ可燃性の産業廃棄物に対する覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置を講ずること。

イ 埋立地内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立札等で主要箇所に表示すること。

ウ 消火器その他の消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

(6) 害虫等の発生防止

埋立地にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように覆土をするとともに、薬剤の散布など必要な措置を講ずること。

(7) 埋立処分の管理

ア 産業廃棄物は、搬入当日中に締固め、整地、覆土等の措置が講じられるよう計画的に搬入すること。

イ 埋立処分にあたって丁張りを利用するなど、産業廃棄物並びに覆土の厚さを確認のうえ行うこと。

ウ 埋立処分にあたっては、埋立地をみだりに変形又は改造しないこと。

(8) 区域杭

最終処分場の埋立区域を表示する区域杭は、常に見やすい状態にしておくこと。

(9) 騒音、振動及び粉じんの防止

産業廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等から発生する騒音、振動及び粉じんにより、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないように必要な措置を講ずること。

(10) 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入される産業廃棄物は、当該処分場で埋立処分できる種類以外のものの混入を未然に防止すること。なお、処分業者にあつては、次により管理すること。

- ア 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、埋立処分できる種類のものであることを確認すること。
 - イ 埋立処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。
 - ウ 荷降ろしされた産業廃棄物中に埋立処分できない種類のものが認められた場合は、これを完全に除去するとともに、排出事業者に取り返らせること。
 - エ 排出事業者、産業廃棄物の種類、性状及び特性を、契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。
- (1 1) 雨水の流入防止
- ア 雨水が入らないよう上屋等が設けられた埋立地にあつては、常にその上屋等を点検するとともに、必要に応じ補修等の措置を講ずること。
 - イ 被覆型埋立地にあつては、屋根、シート等が破損しないよう適切に維持管理を行うこと。また、屋根、シート等が破損した場合には、直ちに補修、復旧を行うこと。
- (1 2) 雨水集排水設備等
- ア 埋立地の周囲の地表水が、埋立地へ流入するのを防止するために設けられた雨水集排水設備その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、雨水集排水設備等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。
 - イ 雨水集排水設備等に堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じ、管理用道路の設置その他の雨水集排水設備等への到達を容易にするための措置を講ずること。
- (1 3) 隣接地の雨水等の処理
- 隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう常に点検するとともに、必要に応じ補修等の措置を講ずること。
- (1 4) 作業時間
- 埋立作業時間は、原則として午前7時から午後7時の間とし、早朝、深夜の埋立作業や車両の出入り待機がないようにすること。
- (1 5) 事故の防止
- 埋立作業等に伴う事故の発生を未然に防止するための巡視、監視及び点検を実施するとともに、台風、地震又は大雨等により産業廃棄物が飛散又は流出しないように必要な措置を講ずること。
- (1 6) 法面の保護
- ア 法面の植生保護のため施肥等を行うこと。
 - イ 法面に小段排水溝又は縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。
 - ウ 基準高等の表示設備は、常に見やすい状態に保つこと。
- (1 7) 搬入道路（搬入経路となる国道、県道又は市町村道を含む。）の安全確保等

ア 搬入道路が通学路として使用されている場合は、関係車両に安全な走行速度を保持させるとともに、極力通学時間帯を避けて走行させること。

イ 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ安全の確保を図ること。

ウ 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じ補修すること。

(18) 管理事務所の備え付け書類

ア 事務所内の見やすい所に許可証（写）、埋立計画図等を掲示しておくこと。

イ 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（写）、関係帳簿、関係伝票等を備えておくこと。

ウ 最終処分場の維持管理に必要な機材を備えておくこと。

(19) 地下水の水質検査

ア 地下水観測井戸又は地下水集排水設備より採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

(ア) 埋立処分開始前の地下水の検査

埋立処分開始前に別表1に掲げる項目について1回以上測定し、かつ、記録すること。

(イ) 埋立処分開始後の地下水の検査

埋立処分開始後、別表1に掲げる項目のうち1から28まで及び31（以下、「地下水等検査項目」という。）について、表に掲げる回数以上、表に掲げる方法によって測定し、かつ、記録すること。ただし、遮断型最終処分場にあつては産業廃棄物の種類、管理型最終処分場にあつては産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質、安定型最終処分場にあつては浸透水の水質に照らして地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回以上とする。

(ウ) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定

遮断型最終処分場又は管理型最終処分場については、埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度のいずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定して1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(エ) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度の異状時の措置

(ウ)の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度が埋め立て開始前と比較して明らかに上昇するなど異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。

イ ア(ア)、(イ)又は(エ)の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合など水質の悪化（最終処分場の設置者が実施した既存の水質検査から判断して地下水の水質の変動が自然的な要因に由来するものと判断できる場合、最終処分場の近傍に汚染源があることが明らかな場合

等その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を次により講ずること。

(ア) 地下水の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因及び汚染範囲の調査の実施、新たな産業廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。また、地下水の水質の悪化が認められたことを市長に連絡し協議の上必要な措置を講ずること。

(イ) 平成10年6月16日以前に埋立処分を開始している最終処分場にあつては、埋立処分開始後に実施した地下水の水質の測定値により水質の悪化を判断すること。なお、この場合、最終処分場周辺の既存の測定値と比較することも有効であること。

(20) 記録、閲覧及び保存

ア 施設の維持管理に関し次に掲げる事項を記録し、これを管理事務所に次に定める日までに備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること。また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。なお、閲覧の求めがあつた場合にあっては、正当な理由なしにこれを拒まないこと。

(ア) 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 翌月の末日

(イ) 3・(2)の規定による点検に関する次に掲げる事項 点検を行った日又は措置を講じた日の属する月の翌月の末日

a 当該点検を行った年月日及びその結果

b 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

(ウ) 3・(4)の規定による点検に関する次に掲げる事項 点検を行った日又は措置を講じた日の属する月の翌月の末日

a 当該点検を行った年月日及びその結果

b 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

(エ) 4・(1)又は5・(1)の規定による点検に関する次に掲げる事項 点検を行った日又は措置を講じた日の属する月の翌月の末日

a 当該点検を行った年月日及びその結果

b 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

(オ) 4・(2)の規定による点検に関する次に掲げる事項 点検を行った日又は措置を講じた日の属する月の翌月の末日

a 当該点検を行った年月日及びその結果

- b 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- (カ) 2・(19)・ア及び4・(3)・イ又は5・(4)・アの規定による水質検査に関する次に掲げる事項 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - a 当該水質検査に係る地下水、処理水等を採取した場所
 - b 当該水質検査に係る地下水、処理水等を採取した年月日
 - c 当該水質検査の結果の得られた年月日
 - d 当該水質検査の結果
- (キ) 2・(19)・イ又は5・(5)の規定の規定による措置に関する次に掲げる事項 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - a 当該措置を講じた年月日
 - b 当該措置の内容
- (ク) 4・(9)の規定による点検に関する次に掲げる事項 点検を行った日又は措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - a 当該点検を行った年月日及びその結果
 - b 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- (ケ) 4・(3)・ウ及びオの規定による点検に関する次に掲げる事項 点検を行った日又は措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - a 当該点検を行った年月日及びその結果
 - b 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能並びに保有水等の導水管及び浸出液処理設備の配管に講じられた凍結防止の措置に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- (コ) 5・(7)の規定による検査に関する次に掲げる事項 翌月の末日若しくは付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
 - a 当該検査の各月ごとの実施回数
 - b 当該点検の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
- イ 事業者にあつては、最終処分場において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。
 - (ア) 運搬
 - a 運搬年月日
 - b 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
 - c 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
 - (イ) 運搬の委託
 - a 委託年月日
 - b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号

c 運搬先ごとの委託量

(ウ) 処分

a 処分年月日

b 処分量

(エ) 処分の委託

a 委託年月日

b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号

c 受託者ごとの委託の内容及び委託量

ウ 処分業者にあつては、最終処分場において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。

(ア) 処分

a 受入又は処分年月日

b 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量

c 処分した場合には、処分量

(イ) 処分の委託

a 委託年月日

b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号

c 受託者ごとの委託の内容及び委託量

エ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3月に1回以上同一の位置から写真撮影し、その状況を記録すること。

オ アに規定する記録については当該最終処分場の廃止までの間、イ、ウ及びエに規定する帳簿については年度ごとに閉鎖して5年間保存すること。

3 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場の維持管理に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 滞留水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）にたまっている水は、埋立開始前に排除すること。

(2) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

ア 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがある場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 外周仕切設備の点検の方法は、点検路からの目視、外周仕切設備の周囲の空間からのビデオカメラによる撮影、熱赤外線映像法等により行うこと。

ウ 定期点検の頻度は、設備の状況を勘案して適宜設定すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

エ 産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止した後、補修等の必要な措置を講じた場合は、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を再開できるものであること。

(3) 開口部の閉鎖

埋立処分が終了した区画は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

ア 日本工業規格 A 1 1 0 8 (コンクリートの圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が 1 mm^2 につき 25 N 以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35 cm 以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てた産業廃棄物と接する面が高分子材料による被覆、塗装等、遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

オ 有害物質の浸出防止のため水密を要するので、コンクリート材の配合、打込み、締固め、養生等について、特に注意して施行すること。また、仕切設備内側を不透水性の材料で被覆するなど、十分な防水措置が講じられていること。

カ 設計及び施工においては、ひび割れを少なくするように注意し、温度変化、乾燥収縮、基礎の不等沈下等に対して鉄筋を十分に配置すること。

(4) 閉鎖後の管理

ア (3) の規定により閉鎖した区画については、覆いを目視により定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合に、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 定期点検の頻度は、覆いの状況を勘案して適宜設定すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場の維持管理に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 貯留構造物の保全

ア 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤及びその他の設備を定期的に点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。

ウ 擁壁等は、地上に現れている部分を目視により点検するとともに測量標により沈下等の有無を確認すること。

エ 定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案して適宜設定すること。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

オ 構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。

(2) 遮水工の管理

ア 産業廃棄物の保有水、雨水等の埋立地からの浸出を防止するため遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

イ 遮水工の点検は、視認等により、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損又はそのおそれがある場合には修復等を行うこと。

ウ 定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

(3) 浸出液処理設備の管理

ア 処理水の水質は、別表2に定める排水基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画(以下「維持管理計画」という。)に放流水の水質について達成することとした数値が規定されている場合はその数値(以下「排水基準等」という。)に適合するよう維持管理すること。

イ 処理水及び浸出液の水質検査は、別表2に掲げる項目について、表に掲げる回数以上、表に掲げる方法によって行うこととし、維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とすること。また、水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇しているなど変動が見られる場合にあっては、適宜頻度を増やすこと。

ウ 浸出液処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、速やかに補修、改良、補充等を行うこと。

エ 処理水の水質検査の結果、排水基準等に適合していない場合には、直ちに放流及び産業廃棄物の搬入を中止するとともに、その原因を調査し市長と協議の上必要な措置を講ずること。

オ 保有水等の導水管及び浸出液処理設備の配管に凍結防止のための措置を講じている場合には、当該措置の状況を目視等により定期的に点検し、破損や漏水等の異状を認めた場合には、速やかに補修、復旧を行うこと。

(4) 地下水等集排水設備の管理

地下水及び湧水対策のための集排水施設が設けられている場合は、地下水及び湧水の状態を常に監視するとともに、異状を認めた場合は、その原因を究明し必要な措置を講ずること。

(5) 開口部の閉鎖

ア 埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画)は、その表面を土砂で覆い、転圧締固めを行い、概ね1m以上の厚さで覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。ただし、産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第4・4・(3)・ウただし書に規定する埋立地については、同基準・第4・4・(3)・ア・(ア)・aか

らcまでのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。

イ アの規定により閉鎖した埋立地については、定期的にアに規定する覆いの点検を行い、損壊のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。

(6) 発生ガス処理施設

ア 腐敗物を含む産業廃棄物の埋立地については、通気装置を定期的に点検し、埋立地から発生するガスを適正に処理すること。

イ 通気装置は、埋立処分の進行にあわせて適宜配置していくこと。

ウ 通気装置は、原則として多孔管、蛇籠等を法面に沿って設けること。

エ 埋立地の面積が広い場合には、法面に配置した通気装置に加えて、埋立地の内部に堅型の通気装置を設置すること。

(7) 産業廃棄物の性状の確認

埋立処分する産業廃棄物が、特別管理産業廃棄物及び令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物に該当しないことを確認するため、当該産業廃棄物の受入前に1回以上、受入後にあつては1年に1回以上、埋め立てる産業廃棄物の有害物質に係る溶出試験を行うこと。ただし、当該試験の実施は、当該産業廃棄物の排出事業者が行った試験結果の報告書等をもってこれに替えることができるものとする。

(8) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の各層の厚さは次のとおりとし、各層の間には土砂による中間覆土を0.5m以上の厚さで行うこと。

(ア) 腐敗性有機物を含まない場合は、3m以下とすること。

(イ) 腐敗性有機物が40%未満の場合は、2m以下とすること。

(ウ) 腐敗性有機物が40%以上の場合は、0.5m以下とすること。

イ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。

(9) 調整池の点検

ア 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ 目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異状が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行うこと。

(10) 浸出液の内部貯留

浸出液を埋立地内部に貯留させないこと。ただし、災害の発生を防止するためなど、一時的に浸出液を貯留させる場合にあつては、この限りでない。

5 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場の維持管理に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 貯留構造物の保全

ア 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤及びその他の設備

を定期的に点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。

ウ 擁壁等は、地上に現れている部分を目視により点検するとともに測量標により沈下等の有無を確認すること。

エ 定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案して適宜設定すること。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

オ 構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。

(2) 開口部の閉鎖

ア 埋立処分が終了した埋立地は、その表面を土砂で覆い、転圧締固めを行い、概ね1 m以上の厚さで覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。

イ アの規定により閉鎖した埋立地については、定期的にアに規定する覆いの点検を行い、損壊のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。

(3) 放流水の水質管理

処分場からの放流水の水質が、別表3に定める基準に適合するよう維持管理すること。

なお、基準に適合しない場合は、浸透水処理設備を設けるなどの改善措置を講ずること。

(4) 浸透水及び処理水の水質検査

ア 浸透水集排水設備により集められた浸透水及び浸透水処理設備を設けた場合の処理水については、別表3に掲げる項目について、表に掲げる回数以上、表に掲げる方法によって行うこととし、維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とすること。また、水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇しているなど変動が見られる場合にあっては、適宜頻度を増やすこと。

イ 採取される浸透水に産業廃棄物の層を通過した雨水等以外のものが混入するおそれがある場合には、これを防止するため採取口への蓋の設置等の措置を講ずること。

(5) 浸透水の水質の基準不適合時の措置

ア (4)に規定する水質検査の結果、検査項目のいずれかについて別表3に掲げる基準に適合していないときは、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査等の措置を講ずること。また、浸透水の水質が基準に不適合となったことを市長に連絡すること。

イ 産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止した後、アの調査結果に基づき、浸透水が基準に適合しない原因となった産業廃棄物の撤去等の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。また、これらの措置により水質が改善されるまでの間は、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を再開しないこと。

(6) 中間覆土

- ア 埋め立てる産業廃棄物の各層の厚さは3 m以下とし、各層の間には土砂による中間覆土を0.5 m以上の厚さで行うこと。
- イ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。

(7) 展開検査

- ア 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物の全量を運搬車両等から展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。
- イ 最終処分場内の埋立地以外の場所又は埋立処分地内部であって埋立処分が終了している場所など安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた場合に当該産業廃棄物の回収が容易に行える場所を定めて行うこと。

6 廃止の措置

最終処分場の廃止に当たっての基準は、産業廃棄物が埋め立てられている最終処分場にあつては、次のとおりとし、産業廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあつては産業廃棄物が埋め立てられていないこととする。

(1) 共通基準

- 遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場に係る共通の廃止に関する基準は、次のとおりとする。
- ア 最終処分場の外に悪臭が発散しないように覆土等の必要な措置が講じられ、現に悪臭の発生が認められないこと。
 - イ 火災の発生を防止するために覆土、可燃性の発生ガスの排除等の必要な措置が講じられ、現に火災の発生のおそれがないこと。
 - ウ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように覆土等の必要な措置が講じられ、現にはえ等の衛生害虫等の異常な発生がないこと。
 - エ 埋立地からの浸出液による周辺地域地下水の水質の悪化、埋立地から発生したガス又は放流水による周辺の作物の立枯れ等、最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。

(2) 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場の廃止に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

- ア 2・(19)・アの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、2・(19)・ア・(ア)、(イ)又は(エ)の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。
- (ア) 2・(19)・ア・(イ)又は(エ)の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水

等検査項目に係る別表4に掲げる基準に現に適合していないこと。

- (イ) 2・(19)・ア・(ア)、(イ) 又は (エ) の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表4に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。
- イ 最終処分場が産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第4・2・(3) 及び同基準・第4・3・(2) に適合していないと認められないこと。
- ウ 3・(3) に規定する覆いにより埋立地が閉鎖されていること。
- エ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第4・3・(2) の規定により設けられた外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。

(3) 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場の廃止に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

- ア 2・(19)・アの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、2・(19)・ア・(ア)、(イ) 又は (エ) の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。
 - (ア) 2・(19)・ア・(イ) 又は (エ) の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表4に掲げる基準に現に適合していないこと。
 - (イ) 2・(19)・ア・(ア)、(イ) 又は (エ) の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表4に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。
- イ 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が (ア) 及び (イ) に掲げる項目についてそれぞれ (ア) 及び (イ) に掲げる頻度で2年（埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更以後の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。また、水質検査の結果には、廃棄物の埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要があること。ただし、産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第4・4・(3)・ウただし書に規定する埋立地については、この限りでない。
 - (ア) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量 3月に1回以上
 - (イ) その他の項目 6月に1回以上
- ウ 埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。なお、ガスの発生量の測定は次によること

- とし、測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれていること。
- (ア) 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにすること。
- (イ) ガスの発生量の測定は、4・(6)の規定による通気装置等から適当な箇所を選定し、流量の測定を行うこと。このほか、埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置等がない場合は、そこに採取管を設置して測定すること。
- (ウ) 流量の測定の方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法等があること。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を用いること。
- (エ) 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として3月に1回以上とすること。
- (オ) ガスの採取地点の選定に当たっては、「廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル」(平成元年11月30日付け環水企第311号環境庁水質保全局企画課海洋汚染・廃棄物対策室長通知の別添。以下「安定化監視マニュアル」という。)を参考とすること。
- エ 埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が20℃未満であること。なお、埋立地の内部の温度の測定は次によることとし、廃止の確認の申請の直前の埋立地内部の温度の状態について確認すること。
- (ア) 温度の測定は、4・(6)の規定による通気装置等から適当な箇所を選定し、熱電対式等の温度計を用いて行うこと。
- (イ) 地表より鉛直方向に1m間隔で測定し地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較すること。
- (ウ) 埋立地内部の温度の測定地点の選定については、安定化監視マニュアルを参考とすること。
- オ 4・(5)・アに規定する覆いにより開口部が閉鎖され、損壊が認められないこと。区画埋立地にあつては、全ての区画が覆いにより閉鎖されていること。
- カ 4・(5)・アただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
- キ 最終処分場が産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第4・2・(3)及び(4)並びに同基準・第4・4(うち(3)・エ及びオを除く。)に適合していないと認められないこと。
- (4) 安定型最終処分場の個別基準
- 安定型最終処分場の廃止に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。
- ア 埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。なお、ガスの発生量の測定は次によること

- とし、測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれていること。
- (ア) 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにすること。
- (イ) ガスの発生量の測定は、産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・5・(3)の規定による浸透水集排水設備等から適当な箇所を選定し、流量の測定を行うこと。このほか、埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に浸透水集排水設備等がない場合は、そこに採取管を設置して測定すること。
- (ウ) 流量の測定の方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を浸透水集排水設備等に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法等があること。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を用いること。
- (エ) 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として3月に1回以上とすること。
- (オ) ガスの採取地点の選定に当たっては、安定化監視マニュアルを参考とすること。
- イ 埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が20℃未満であること。なお、埋立地の内部の温度の測定は次によることとし、廃止の確認の申請の直前の埋立地内部の温度の状態について確認すること。
- (ア) 温度の測定は、産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・5・(3)の規定による浸透水集排水設備等から適当な箇所を選定し、熱電対式等の温度計を用いて行うこと。
- (イ) 地表より鉛直方向に1m間隔で測定し地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較すること。
- (ウ) 埋立地内部の温度の測定地点の選定については、安定化監視マニュアルを参考とすること。
- ウ 最終処分場が産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第4・2・(3)及び同基準・第4・5・(1)に適合していないと認められないこと。
- エ 2・(19)・アの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、2・(19)・アの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。
- (ア) 2・(19)・ア・(イ)の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表4に掲げる基準に現に適合していないこと。
- (イ) 2・(19)・ア・(ア)及び(イ)の規定による水質検査の結果、当該検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表4に掲げる基準に適合

しなくなるおそれがあること。

オ 採取設備により採取された浸透水の水質について、別表5に掲げる基準に適合していること。

カ 厚さがおおむね1 m以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。

第4 焼却施設の維持管理に関する基準

焼却施設の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

1 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）に係る維持管理基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 焼却施設の周囲に設けられた囲いは、みだりに関係者以外の人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。

ウ 門扉は、1日の作業終了後に閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 産業廃棄物の焼却施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えるなど必要な措置を講ずること。

イ 立札等が汚損し、又は破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。

(3) 雨水等の流入防止

焼却施設内へ外部の雨水が流入することを防止できる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。

(4) 搬入道路（搬入経路となる国道、県道又は市町村道を含む。）の安全確保等

ア 搬入道路が通学路として使用されている場合は、関係車両に安全な走行速度を保持させるとともに、極力通学時間帯を避けて走行させること。

イ 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ安全の確保を図ること。

ウ 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じ補修すること。

(5) 防火措置

ア 焼却処理場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立札等で主要箇所に表示すること。

イ 消火器その他の消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

(6) 事故の防止

焼却作業等に伴う事故の発生を未然に防止するための巡視、監視及び点検を実施するとともに、台風、地震又は大雨等により産業廃棄物が飛散又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(7) 保管設備

- ア 保管設備に設けられた囲い及び掲示板は、定期的に点検し、破損又は汚損した場合は、速やかに補修、復旧すること。
- イ 保管設備から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他設備、床又は地盤面を定期的に点検し、異状を認めた場合は速やかに補修、復旧すること。
- ウ 受入保管設備への産業廃棄物の搬入は、施設の保管能力（受入保管設備が複数設置される場合は総保管能力とし、1日当たりの処理能力に対し、次に掲げる日数分以内とする。）を超えないように行うこと。
- (ア) 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合 28日（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70日）
- (イ) 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合 60日
- (ウ) (ア) 及び (イ) を除く産業廃棄物を保管する場合 14日
- エ 保管された産業廃棄物を受け入れ順に処理すること。
- オ 特別管理産業廃棄物の保管にあつては、アからエのほか、次に掲げる措置を講ずること。
- (ア) 特別管理産業廃棄物は、他の産業廃棄物と区分して保管すること。また、特別管理産業廃棄物の種類ごとに区分して保管すること。
- (イ) 保管設備に設けられた仕切り等は、定期的に点検し、破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。
- (ウ) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又は PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- (エ) 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、耐食性容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- (オ) PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (カ) 廃水銀等にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (キ) 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等

の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

(ク) 腐食するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、耐食性容器等に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(8) 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入される産業廃棄物は、焼却処理できる種類以外のものの混入を未然に防止すること。なお、処分業者にあつては、次により管理すること。

ア 受け入れる際に、必要な産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

イ 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、焼却処理できる種類のものであることを確認すること。

ウ 焼却処理できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。

エ 荷降ろしされた産業廃棄物中に焼却処理できない種類のものが認められた場合は、これを完全に除去するとともに、排出事業者に引き取らせること。

オ 排出事業者、産業廃棄物の種類、性状及び特性を、契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。

(9) 処理能力の管理

焼却施設への産業廃棄物の投入は、処理能力を超えないように行うこと。

(10) 異常事態の対応

ア 施設から産業廃棄物が流出するなどの異常な事態が生じたときは、直ちに当該施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物を回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

イ 施設に破損等が生じた場合は、直ちに補修等の措置を講ずること。

(11) 機能検査等

施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

(12) 飛散、流出及び悪臭防止

ア 搬入された産業廃棄物及び処理後の残さが飛散、流出し又は悪臭を発散させないよう必要な措置を講ずること。

イ 搬入された産業廃棄物及び焼却処理後の残さが雨水と接触し、汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。

ウ 搬入された産業廃棄物、処理後の残さ及び当該物から発生する汚水が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他設備、床又は地盤面を定期的に点検し、異状を認めた場合は、速やかに補修、復旧すること。

エ 粉じんが発生しないように必要な措置を講ずるとともに、囲い、散水装置、集じん器等の防じん設備を定期的に点検し、異状を認めた場合は、速やかに補修、復旧すること。

(13) 害虫等の発生防止

蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

(14) 騒音及び振動防止

著しい騒音及び振動の発生により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう次に掲げる措置を講ずること。

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下同じ。）、振動規制法（昭和51年法律第64号。以下同じ。）及び福島県生活環境の保全等に関する条例（福島県条例第32号。以下同じ。）で定める規制基準値を超えないよう必要な措置を講ずること。

イ 破砕機、切断機、選別機等の騒音及び振動発生施設に設置された防音及び防振設備は定期的に点検し、その機能が十分働いていることを確認すること。

ウ 騒音及び振動発生源となる施設が設置されている場合は、定期的に焼却処理場の敷地境界において、騒音及び振動の測定を行うこと。

エ 産業廃棄物の運搬車両及び焼却作業に用いる重機等から発生する騒音及び振動により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないように必要な措置を講ずること。

(15) 処理水の検査

ア 排水処理設備で処理された処理水の水質が別表6に定める排水基準及び維持管理計画に放流水の水質について達成することとした数値が規定されている場合はその数値に適合するよう維持管理すること。

イ 処理水の検査は、別表6に掲げる項目について、表に掲げる回数以上、表に掲げる方法によって行うこととし、維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とすること。

(16) 管理事務所の備え付け書類

ア 事務所内の見やすい所に許可証（写）等を掲示しておくこと。

イ 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（写）、指定処理施設設置（変更）計画届出書（写）、関係帳簿、関係伝票等を備えておくこと。

ウ 焼却施設の維持管理に必要な機材を備えておくこと。

(17) 記録、閲覧及び保存

ア 施設の維持管理に関し次に掲げる事項を記録し、これを管理事務所に次に定める日までに備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること。また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。なお、閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしにこれを拒まないこと。

(ア) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 翌月の末日

(イ) (24)、(26)、(29)及び(36)の規定による測定に関する次に掲げる事項 翌月の末日

a 当該測定を行った位置

- b 当該測定の結果の得られた年月日
 - c 当該測定の結果
- (ウ) (27)の規定によるばいじんの除去を行った年月日 除去を行った日の属する月の翌月の末日
- (エ) (31)の規定による測定に関する次に掲げる事項 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- a 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - b 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - c 当該測定の結果の得られた年月日
 - d 当該測定の結果
- イ 事業者にあつては、焼却施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。
- (ア) 運搬
- a 運搬年月日
 - b 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
 - c 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- (イ) 運搬の委託
- a 委託年月日
 - b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
 - c 運搬先ごとの委託量
- (ウ) 処分
- a 処分年月日
 - b 処分量
 - c 処分後の残さの持出先ごとの持出量
- (エ) 処分の委託
- a 委託年月日
 - b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
 - c 受託者ごとの委託の内容及び委託量
- ウ 処分業者にあつては、焼却施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。
- (ア) 処分
- a 受入又は処分年月日
 - b 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
 - c 処分した場合には、処分量
 - d 処分後の残さの持出先ごとの持出量

(イ) 処分の委託

- a 委託年月日
- b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- c 受託者ごとの委託の内容及び委託量

エ アに規定する記録については当該焼却施設の廃止までの間、イ及びウに規定する帳簿については年度ごとに閉鎖して5年間保存すること。

(18) ピット・クレーン方式による均一混合

ピット・クレーン方式によって焼却室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。

(19) 定量供給

焼却室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準・第5・1・(17)ただし書きに定める焼却施設にあつては、この限りでない。

(20) 燃焼ガス温度

燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃(廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあつては1,100℃)以上に保つこと。

(21) 熱しゃく減量

燃え殻の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、燃え殻を生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないよう、別表7に留意のうえ使用する場合にあつては、この限りでない。なお、燃え殻の熱しゃく減量の測定は、平成2年2月1日衛環第22号厚生省通知の別紙2に示された方法により行うこと。

(22) 運転開始時の措置

運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

(23) 運転停止時の措置

運転を停止する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を焼却し尽くすこと。

(24) 燃焼ガス温度の連続測定・記録

焼却室中の燃焼ガスの温度を焼却施設の運転を開始した時から、運転停止後十分に炉温が低下するまでの間、連続的に測定し、かつ、記録すること。なお、温度計にばいじんが付着すると測定精度が低下することがあるので、定期的に温度計を清掃すること。

(25) 集じん器流入ガス温度

集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(26) 集じん器流入ガス温度の連続測定・記録

集じん器に流入する燃焼ガスの温度((25)ただし書きの場合にあつては、集じ

ん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(27) ばいじんの除去

冷却設備、排ガス処理設備等にたい積したばいじんを適切な頻度で除去するとともに、必要に応じてストブロー(すす吹き器)や槌打器を設ける等の措置を講ずること。

(28) 一酸化炭素濃度

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が、酸素濃度12%換算値に換算した1時間平均で100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却すること。

(29) 一酸化炭素濃度の連続測定・記録

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を焼却施設の運転を開始した時から、運転停止後一酸化炭素濃度が十分低下するまでの間、連続的に測定し、かつ、記録すること。なお、濃度センサーにばいじんが付着すると測定精度が低下することがあるので、定期的に濃度センサーを清掃すること。

(30) ダイオキシン類濃度

煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が燃焼室の処理能力に応じて別表8に定める排出基準に適合するように産業廃棄物を焼却すること。

(31) ダイオキシン類濃度等の測定・記録

煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を1年に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。なお、測定は通常の負荷及び管理状態において行うこと。

(32) 排ガス処理

排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

(33) 排ガス処理水

煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

(34) ばいじんと燃え殻の分離貯留

ばいじんを燃え殻と分離して排出し、貯留すること。

(35) ばいじん又は燃え殻の溶融

ばいじん又は燃え殻の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は燃え殻の温度をその融点以上に保つこと。

(36) ばいじん又は燃え殻の焼成

ばいじん又は燃え殻の焼成を行う場合にあっては焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(37) ばいじん又は燃え殻のセメント固化処理又は薬剤処理

ばいじん又は燃え殻のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は燃え殻、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

(38) ばいじん、燃え殻及び汚泥のダイオキシン類濃度の測定

ばいじん、燃え殻及び排ガス洗浄施設から排出された汚泥に含まれるダイオキシン類の量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。なお、測定は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月厚生省告示第192号）により行うこと。

(39) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設の燃え殻の管理

廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあっては、燃え殻を次に掲げる基準に適合させること。

ア 基準

PCBを溶出させた場合における検液1リットルにつきPCB 0.003mg以下

イ 測定方法

昭和48年2月環境庁告示第13号に定める方法

2 ガス化改質方式の焼却施設に係る維持管理基準は、次のとおりとする。

ガス化改質方式の焼却施設にあっては、1・(1)から(16)まで、及び1・(34)から(38)までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) ガス化時間

投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。

(2) ガス化温度

ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。

(3) ガス温度

改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

(4) ガス温度の連続測定・記録

改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(5) 除去設備流入ガス温度

除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度を200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかに200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

(6) 除去設備流入ガス温度の連続測定・記録

除去設備に流入する改質ガスの温度（(5)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(7) ばいじんの除去

冷却設備、除去設備等にたい積したばいじんを除去すること。

(8) ダイオキシン類濃度

除去設備の出口における改質ガス中の厚生労働大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m³以下となるように産業廃棄物のガス化及び改質を行うこと。

(9) ダイオキシン類濃度等の測定

除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を1年に1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(10) 記録及び閲覧

ア 施設の維持管理に関し次に掲げる事項を記録し、これを管理事務所に次に定める日までに備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させること。また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。なお、閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしにこれを拒まないこと。

(ア) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 翌月の末日

(イ) (4)、(6) 及び1・(36) の規定による測定に関する次に掲げる事項 翌月の末日

- a 当該測定を行った位置
- b 当該測定の結果の得られた年月日
- c 当該測定の結果

(ウ) (7) の規定によるばいじんの除去を行った年月日 除去を行った日の属する月の翌月の末日

(エ) (9) の規定による測定に関する次に掲げる事項 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

- a 当該測定に係るガスを採取した位置
- b 当該測定に係るガスを採取した年月日
- c 当該測定の結果の得られた年月日
- d 当該測定の結果

イ 事業者にあつては、焼却施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。

(ア) 運搬

- a 運搬年月日
- b 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- c 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

(イ) 運搬の委託

- a 委託年月日
- b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- c 運搬先ごとの委託量

(ウ) 処分

- a 処分年月日
- b 処分量

- c 処分後の残さの持出先ごとの持出量
- (エ) 処分の委託
 - a 委託年月日
 - b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
 - c 受託者ごとの委託の内容及び委託量
- ウ 処分業者にあつては、焼却施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。
 - (ア) 処分
 - a 受入又は処分年月日
 - b 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
 - c 処分した場合には、処分量
 - d 処分後の残さの持出先ごとの持出量
 - (イ) 処分の委託
 - a 委託年月日
 - b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
 - c 受託者ごとの委託の内容及び委託量
- エ アに規定する記録については当該焼却施設の廃止までの間、イ及びウに規定する帳簿については年度ごとに閉鎖して5年間保存すること。

第5 中間処理施設（焼却施設を除く。）の維持管理に関する基準

焼却施設を除く中間処理施設（以下「中間処理施設」という。）の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

1 共通基準

中間処理施設に係る共通の維持管理基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

- ア 中間処理施設の周囲に設けられた囲いは、みだりに関係者以外の人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- イ 囲い及び門扉が破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。
- ウ 門扉は、1日の作業終了後に閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

- ア 産業廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えるなど必要な措置を講ずること。
- イ 立札等が汚損し、又は破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。

(3) 雨水等の流入防止

中間処理施設内へ外部の雨水が流入することを防止できる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講

ずること。

(4) 搬入道路（搬入経路となる国道、県道又は市町村道を含む。）の安全確保等

ア 搬入道路が通学路として使用されている場合は、関係車両に安全な走行速度を保持させるとともに、極力通学時間帯を避けて走行させること。

イ 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ安全の確保を図ること。

ウ 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じ補修すること。

(5) 防火措置

ア 中間処理場内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立札等で主要箇所に表示すること。

イ 消火器その他の消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

(6) 事故の防止

中間処理作業等に伴う事故の発生を未然に防止するための巡視、監視及び点検を実施するとともに、台風、地震又は大雨等により産業廃棄物が飛散又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(7) 保管設備

ア 保管設備に設けられた囲い及び掲示板は、定期的に点検し、破損又は汚損した場合は、速やかに補修、復旧すること。

イ 保管設備から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他設備、床又は地盤面を定期的に点検し、異状を認めた場合は速やかに補修、復旧すること。

ウ 受入保管設備への産業廃棄物の搬入は、施設の保管能力（受入保管設備が複数設置される場合は総保管能力とし、1日当たりの処理能力に対し、次に掲げる日数分以内とする。）を超えないように行うこと。

(ア) 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合 28日

(イ) 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合 60日

(ウ) (ア) 及び (イ) を除く産業廃棄物を保管する場合 14日

エ 保管された産業廃棄物を受け入れ順に処理すること。

オ 特別管理産業廃棄物の保管にあつては、アからエのほか、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 特別管理産業廃棄物は、他の産業廃棄物と区分して保管すること。また、特別管理産業廃棄物の種類ごとに区分して保管すること。

- (イ) 保管設備に設けられた仕切り等は、定期的に点検し、破損した場合は、速やかに補修、復旧すること。
 - (ウ) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又は PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - (エ) 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、耐食性容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (オ) PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
 - (カ) 廃水銀等にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
 - (キ) 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
 - (ク) 腐食するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、耐食性容器等に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 搬入時の産業廃棄物の確認
- 搬入される産業廃棄物は、中間処理できる種類以外のものの混入を未然に防止すること。なお、処分業者にあつては、次により管理すること。
- ア 受け入れる際に、必要な産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
 - イ 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、中間処理できる種類のものであることを確認すること。
 - ウ 中間処理できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。
 - エ 荷降ろしされた産業廃棄物中に中間処理できない種類のものが認められた場合は、これを完全に除去するとともに、排出事業者に引き取らせること。
 - オ 排出事業者、産業廃棄物の種類、性状及び特性を、契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。
- (9) 処理能力の管理
- 中間処理施設への産業廃棄物の投入は、処理能力を超えないように行うこと。
- (10) 異常事態の対応
- ア 施設から産業廃棄物が流出するなどの異常な事態が生じたときは、直ちに当該施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物を回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

イ 施設に破損等が生じた場合は、直ちに補修等の措置を講ずること。

(1 1) 機能検査等

施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

(1 2) 飛散、流出及び悪臭防止

ア 搬入された産業廃棄物及び処理後の残さが飛散、流出し又は悪臭を発生させないよう必要な措置を講ずること。

イ 搬入された産業廃棄物及び中間処理後の残さが雨水と接触し、汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。

ウ 搬入された産業廃棄物、処理後の残さ及び当該物から発生する汚水が地下に浸透しないよう必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他設備、床又は地盤面を定期的に点検し、異状を認めた場合は、速やかに補修、復旧すること。

エ 粉じんが発生しないよう必要な措置を講ずるとともに、囲い、散水装置、集じん器等の防じん設備を定期的に点検し、異状を認めた場合は、速やかに補修、復旧すること。

(1 3) 害虫等の発生防止

蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

(1 4) 騒音及び振動防止

著しい騒音及び振動の発生により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう次に掲げる措置を講ずること。

ア 騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例で定める規制基準値を超えないよう必要な措置を講ずること。

イ 破砕機、切断機、選別機等の騒音及び振動発生施設に設置された防音及び防振設備は定期的に点検し、その機能が十分働いていることを確認すること。

ウ 騒音及び振動発生源となる施設が設置されている場合は、定期的に中間処理場の敷地境界において、騒音及び振動の測定を行うこと。

エ 産業廃棄物の運搬車両及び焼却作業に用いる重機等から発生する騒音及び振動により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

(1 5) 処理水の検査

ア 排水処理設備で処理された処理水の水質が別表 6 に定める排水基準及び維持管理計画に放流水の水質について達成することとした数値が規定されている場合はその数値に適合するよう維持管理すること。

イ 処理水の検査は、別表 6 に掲げる項目について、表に掲げる回数以上、表に掲げる方法によって行うこととし、維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とすること。ただし、検査項目は、当該処理施設の種類、規模、設置場所等の諸条件に応じ市長と協議の上省略することができる。

(16) 管理事務所の備え付け書類

- ア 事務所内の見やすい所に許可証（写）等を掲示しておくこと。
- イ 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（写）、指定処理施設設置（変更）計画届出書（写）、関係帳簿、関係伝票等を備えておくこと。
- ウ 中間処理施設の維持管理に必要な機材を備えておくこと。

(17) 記録及び保存

- ア 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成すること。
- イ 事業者にあつては、中間処理施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。

(ア) 運搬

- a 運搬年月日
- b 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- c 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

(イ) 運搬の委託

- a 委託年月日
- b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- c 運搬先ごとの委託量

(ウ) 処分

- a 処分年月日
- b 処分量
- c 処分後の残さの持出先ごとの持出量

(エ) 処分の委託

- a 委託年月日
- b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- c 受託者ごとの委託の内容及び委託量

- ウ 処分業者にあつては、中間処理施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記録すること。また、毎月末までに、前月中における事項について、その記載を終了すること。

(ア) 処分

- a 受入又は処分年月日
- b 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
- c 処分した場合には、処分量
- d 処分後の残さの持出先ごとの持出量

(イ) 処分の委託

- a 委託年月日
- b 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
- c 受託者ごとの委託の内容及び委託量

エ ア、イ及びウに規定する帳簿については年度ごとに閉鎖して5年間保存すること。

2 個別基準

中間処理施設の維持管理に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 汚泥の脱水施設

ア 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にはろ布等又は脱水機の洗浄を行うこと。

イ 脱水施設における汚泥の受入から処理又は搬出にいたるまで、汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(2) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

ア 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度、乾燥時間、風量等を調節すること。

イ 煙突から排出されるガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行い、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。

(3) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）

定期的には天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 廃油の油水分離施設

ア 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における廃油の流出防止堤その他設備を定期的に点検し、異状を認めた場合は直ちに施設への廃油の投入を停止するなどの必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を未然に防止するため、施設及び設備については、耐熱性及び難燃性の材料を使用するとともに、取り扱う産業廃棄物の引火性及び易燃性を考慮した運転管理を行うこと。

(5) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア 中和槽内の水素イオン濃度を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。

イ 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。

ウ 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(6) 廃プラスチック類の破碎施設

破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(7) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固化化施設

ア 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

イ 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。

(8) 水銀又はその化合物を含む汚泥の焙焼施設

- ア 汚泥の受入から処理又は搬出に至るまで、汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
- イ 煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行い、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。
- ウ 運転開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。
- エ 火災の発生を未然に防止するため、施設及び設備については、耐熱性及び難燃性の材料を使用するとともに、取り扱う産業廃棄物の引火性及び易燃性を考慮した運転管理を行うこと。
- オ 焙焼室の温度をおおむね600℃以上にした後、汚泥を投入すること。
- カ 焙焼に当たっては、焙焼温度をおおむね600℃以上に保つとともに異常な高温とならないようにすること。
- キ 焙焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。

(9) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

- ア 分解施設における汚泥、廃酸又は廃アルカリの受入から処理又は搬出にいたるまで、汚泥からの分離液等が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
- イ 高温熱分解方式の施設にあつては、次によること。
 - (ア) 煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行い、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。
 - (イ) 運転開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。
 - (ウ) 火災の発生を未然に防止するため、施設及び設備については、耐熱性及び難燃性の材料を使用するとともに、取り扱う産業廃棄物の引火性及び易燃性を考慮した運転管理を行うこと。
 - (エ) 分解室の出口における炉温を900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。
 - (オ) 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を900℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
- ウ 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。
 - (ア) 分解槽内の水素イオン濃度及び酸化還元電位を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。
 - (イ) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。
 - (ウ) 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。

(10) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設

ア 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における廃油の流出防止堤その他設備を定期的に点検し、異状を認めただ場合は直ちに必要な措置を講ずること。

イ 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

(イ) 廃 PCB 等又は PCB 処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。

(ウ) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(エ) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の処理により生じた廃油中の PCB 含有量について 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。

(オ) 排水処理設備で処理された処理水の水質は、1・(15)に規定する処理水の検査に従うほか、ダイオキシン類について別表9に定める排水基準(より厳しい数値を達成することとした場合は、当該数値)に適合するよう維持管理すること。

(カ) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、1・(15)に規定する処理水の検査に従うほか、放流水中の PCB 含有量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量について 6 月に 1 回以上、水素イオン濃度について 1 月に 1 回以上並びにダイオキシン類について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。

ウ 超臨界水酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。

(イ) 反応器内の水及び酸化剤を加熱及び圧縮し、反応器内が超臨界状態に達した後、廃 PCB 等又は PCB 処理物を投入し、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

(ウ) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(エ) 気液を分離した後の液体中に含まれる PCB の量が試料 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下になるように処理すること。

(オ) 排水処理設備で処理された処理水の水質は、1・(15)に規定する処理水の検査に従うほか、ダイオキシン類について別表9に定める排水基準(より厳しい数値を達成することとした場合は、当該数値)に適合するよう維持管理すること。

(カ) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、1・(15)に規定する処理水の検査に従うほか、放流水中の PCB 含有量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量について 6 月に 1 回以上、水素イオン濃度について 1 月に 1 回以上並びにダイオキシン類について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。

(11) PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設

ア 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとと

もに、事故時における廃油の流出防止堤その他設備を定期的に点検し、異状を認め
た場合は直ちに必要な措置を講ずること。

イ 排水処理設備で処理された処理水の水質は、1・(15)に規定する処理水の検
査に従うほか、ダイオキシン類について別表9に定める排水基準(より厳しい数値
を達成することとした場合は、当該数値)に適合するよう維持管理すること。

ウ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、1・(15)に規定する処理
水の検査に従うほか、放流水中のPCB含有量及びノルマルヘキサン抽出物質含有
量について6月に1回以上、水素イオン濃度について1月に1回以上並びにダイ
オキシン類について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(12) その他の施設

(1) から(11)に掲げる施設以外の指定処理施設は、当該施設と類似する(1)
から(11)に掲げる施設の個別基準の例によること。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 地下水の水質検査

項 目		測定回数	測定方法	対象処分場
1	アルキル水銀	6月に1回以上 (※1)	平成9年3月環境 庁告示第10号 (以下「地下水環 境基準告示」とい う。)別表の項目 の欄に掲げる項目 ごとにそれぞれ同 表の測定方法の欄 に掲げる方法	安定型、管理型、 遮断型最終処分場
2	総水銀			
3	カドミウム			
4	鉛			
5	六価クロム			
6	砒素			
7	全シアン			
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
9	トリクロロエチレン			
10	テトラクロロエチレン			
11	ジクロロメタン			
12	四塩化炭素			
13	1,2-ジクロロエタン			
14	1,1-ジクロロエチレン			
15	1,2-ジクロロエチレン			
16	1,1,1-トリクロロエタン			
17	1,1,2-トリクロロエタン			
18	1,3-ジクロロプロペン			
19	チウラム			
20	シマジン			
21	チオベンカルブ			
22	ベンゼン			
23	セレン			
24	1,4-ジオキサン	1年に1回以上		
25	塩化ビニルモノマー			
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6月に1回以上 (※1)		
27	ふっ素			
28	ほう素			
29	電気伝導率	いずれか 1月に1回以上 (※2)	日本工業規格 K0101 の12に定める方法	管理型、遮断型 最終処分場のみ
30	塩化物イオン		日本工業規格 K0101 の32に定める方法	
31	ダイオキシン類	6月に1回以上 (※1)	日本工業規格 K0312 に定める方法 (※3)	安定型、管理型、 遮断型最終処分場

備 考

- ※1 遮断型最終処分場にあつては産業廃棄物の種類、管理型最終処分場にあつては産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質、安定型最終処分場にあつては浸透水の水質に照らして地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回以上とする。
- ※2 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度のいずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定して1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ※3 この場合において、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第3条の規定の例によること。

別表2 排水基準 (管理型最終処分場)

項 目		測定回数	測定方法	基 準
1	アルキル水銀化合物	6月に1回以上	昭和49年9月環境庁告示第64号(以下「排水基準告示」という。)の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005 mg/l 以下
3	カドミウム及びその化合物			0.03 mg/l 以下
4	鉛及びその化合物			0.1 mg/l 以下
5	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)			1 mg/l 以下
6	六価クロム化合物			0.2 mg/l 以下
7	砒素及びその化合物			0.1 mg/l 以下
8	シアン化合物			0.5 mg/l 以下
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)			0.003 mg/l 以下
10	トリクロロエチレン			0.1 mg/l 以下
11	テトラクロロエチレン			0.1 mg/l 以下
12	ジクロロメタン			0.2 mg/l 以下
13	四塩化炭素			0.02 mg/l 以下
14	1,2-ジクロロエタン			0.04 mg/l 以下
15	1,1-ジクロロエチレン			1 mg/l 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4 mg/l 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン			3 mg/l 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン			0.06 mg/l 以下
19	1,3-ジクロロプロペン			0.02 mg/l 以下
20	チウラム			0.06 mg/l 以下
21	シマジン			0.03 mg/l 以下
22	チオベンカルブ			0.2 mg/l 以下
23	ベンゼン			0.1 mg/l 以下
24	セレン及びその化合物			0.1 mg/l 以下
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下		
26	ほう素及びその化合物	1年に1回以上	50 mg/l 以下	
27	ふっ素及びその化合物		10 mg/l 以下	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200 mg/l 以下	
29	水素イオン濃度 (pH)	1月に1回以上	5.8 以上 8.6 以下	
30	生物化学的酸素要求量 (BOD)		25 (日間平均 20) mg/l 以下 (※1, 2)	
31	化学的酸素要求量 (COD)	1月に1回以上	25 (日間平均 20) mg/l 以下 (※1, 2)	
32	浮遊物質 (SS)		60 (日間平均 50) mg/l 以下 (※1, 2)	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		1 mg/l 以下	
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		10 mg/l 以下	
35	フェノール類含有量	1年に1回以上	1 mg/l 以下	
36	銅含有量		2 mg/l 以下	

37	亜鉛含有量			2 mg/l 以下
38	溶解性鉄含有量			10 mg/l 以下
39	溶解性マンガン含有量			10 mg/l 以下
40	クロム含有量			2 mg/l 以下
41	大腸菌群数			日間平均 3,000 個/cm ³ 以下 (※2)
42	窒素含有量	1 月に 1 回以上		120 (日間平均 60) mg/l 以下 (※2)
43	燐含有量	1 年に 1 回以上		16 (日間平均 8) mg/l 以下 (※2)
44	ダイオキシン類		日本工業規格 K0312 に定める方法 (※3)	10 pg-TEQ/l 以下

備 考

- ※1 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- ※2 日間平均とは、1 日の操業時間内において排水を 3 回以上測定した結果の平均値として取り扱うこととする。この場合、操業開始直後及び操業終了直前において排水が排出されている時点を必ず含むものとする。
- ※3 この場合において、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）第 3 条の規定の例によること。

別表3 浸透水の水質検査（安定型最終処分場）

項 目		測定回数	測定方法	基 準
1	アルキル水銀	1年に1回以上	地下水環境基準告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	検出されないこと。(※1)
2	総水銀			0.0005 mg/l 以下
3	カドミウム			0.003 mg/l 以下
4	鉛			0.01 mg/l 以下
5	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）			排水基準告示の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法
6	六価クロム		地下水環境基準告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	0.05 mg/l 以下
7	砒素			0.01 mg/l 以下
8	全シアン			検出されないこと。(※1)
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)			検出されないこと。(※1)
10	トリクロロエチレン			0.01 mg/l 以下
11	テトラクロロエチレン			0.01 mg/l 以下
12	ジクロロメタン			0.02 mg/l 以下
13	四塩化炭素			0.002 mg/l 以下
14	1,2-ジクロロエタン			0.004 mg/l 以下
15	1,1-ジクロロエチレン			0.1 mg/l 以下
16	1,2-ジクロロエチレン			0.04 mg/l 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン			1 mg/l 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン			0.006 mg/l 以下
19	1,3-ジクロロプロペン			0.002 mg/l 以下
20	チウラム			0.006 mg/l 以下
21	シマジン			0.003 mg/l 以下
22	チオベンカルブ			0.02 mg/l 以下
23	ベンゼン			0.01 mg/l 以下
24	セレン			0.01 mg/l 以下
25	1,4-ジオキサン			0.05 mg/l 以下
26	塩化ビニルモノマー			0.002 mg/l 以下
27	ほう素			1 mg/l 以下
28	ふっ素			排水基準告示の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法
29	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	地下水環境基準告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	10 mg/l 以下	
30	水素イオン濃度 (pH)	3月に1回以上	排水基準告示の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法	5.8 以上 8.6 以下

31	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 月に 1 回以上 (※2)	昭和 46 年 12 月環境 庁告示第 59 号の別表 2 の 1 に掲げる項目ご とにそれぞれ同表の 測定方法の欄に掲げ る方法	20 mg/l 以下
32	化学的酸素要求量 (COD)			25 (日間平均 20) mg/l 以下 (※3, 4)
33	浮遊物質 (SS)	3 月に 1 回以上		60 (日間平均 50) mg/l 以下 (※4)
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)			1 mg/l 以下
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)			10 mg/l 以下
36	フェノール類含有量	1 年に 1 回以上	排水基準告示の各 号に掲げる項目ご とにそれぞれ当該 各号に掲げる方法	1 mg/l 以下
37	銅含有量			2 mg/l 以下
38	亜鉛含有量			2 mg/l 以下
39	溶解性鉄含有量			10 mg/l 以下
40	溶解性マンガン含有量			10 mg/l 以下
41	クロム含有量			2 mg/l 以下
42	大腸菌群数			日間平均 3,000 個 /cm ³ 以下 (※4)
43	窒素含有量			120 (日間平均 60) mg/l 以下 (※4)
44	燐含有量			16 (日間平均 8) mg/l 以下 (※4)

備 考

- ※1 「検出されないこと。」とは、規定する方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※2 埋立処分が終了した埋立地においては、3 月に 1 回以上行うこととする。
- ※3 化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- ※4 日間平均とは、1 日の操業時間内において排出水を 3 回以上測定した結果の平均値として取り扱うこととする。この場合、操業開始直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。

別表4 地下水の水質検査（廃止時基準）

項 目		測定方法	基 準
1	アルキル水銀	地下水環境基準告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	検出されないこと。(※1)
2	総水銀		0.0005 mg/l 以下
3	カドミウム		0.003 mg/l 以下
4	鉛		0.01 mg/l 以下
5	六価クロム		0.05 mg/l 以下
6	砒素		0.01 mg/l 以下
7	全シアン		検出されないこと。(※1)
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと。(※1)
9	トリクロロエチレン		0.01 mg/l 以下
10	テトラクロロエチレン		0.01 mg/l 以下
11	ジクロロメタン		0.02 mg/l 以下
12	四塩化炭素		0.002 mg/l 以下
13	1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/l 以下
14	1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/l 以下
15	1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l 以下
16	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/l 以下
17	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/l 以下
18	1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/l 以下
19	チウラム		0.006 mg/l 以下
20	シマジン		0.003 mg/l 以下
21	チオベンカルブ		0.02 mg/l 以下
22	ベンゼン		0.01 mg/l 以下
23	セレン		0.01 mg/l 以下
24	1,4-ジオキサン		0.05 mg/l 以下
25	塩化ビニルモノマー		0.002 mg/l 以下
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/l 以下
27	ふっ素		0.8 mg/l 以下
28	ほう素		1 mg/l 以下
29	ダイオキシン類	日本工業規格 K0312 に定める方法 (※2)	1 mg/l 以下

備 考

※1 「検出されないこと。」とは、規定する方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※2 この場合において、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第3条の規定の例によること。

別表5 浸透水の水質検査（安定型最終処分場廃止時基準）

項 目		測定方法	基 準
1	アルキル水銀	地下水環境基準告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	検出されないこと。(※1)
2	総水銀		0.0005 mg/l 以下
3	カドミウム		0.003 mg/l 以下
4	鉛		0.01 mg/l 以下
6	六価クロム		0.05 mg/l 以下
7	砒素		0.01 mg/l 以下
8	全シアン		検出されないこと。(※1)
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと。(※1)
10	トリクロロエチレン		0.01 mg/l 以下
11	テトラクロロエチレン		0.01 mg/l 以下
12	ジクロロメタン		0.02 mg/l 以下
13	四塩化炭素		0.002 mg/l 以下
14	1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/l 以下
15	1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/l 以下
16	1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/l 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/l 以下
19	1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/l 以下
20	チウラム		0.006 mg/l 以下
21	シマジン		0.003 mg/l 以下
22	チオベンカルブ		0.02 mg/l 以下
23	ベンゼン		0.01 mg/l 以下
24	セレン		0.01 mg/l 以下
25	1,4-ジオキサン		0.05 mg/l 以下
26	塩化ビニルモノマー		0.002 mg/l 以下
31	生物化学的酸素要求量 (BOD)		昭和46年12月環境庁告示第59号の別表2の1に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法

備 考

※1 「検出されないこと。」とは、規定する方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別表6 排水基準（中間処理施設）

項 目		測定回数	基 準
1	アルキル水銀化合物	6月に1回以上	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/l 以下
3	カドミウム及びその化合物		0.03 mg/l 以下
4	鉛及びその化合物		0.1 mg/l 以下
5	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1 mg/l 以下
6	六価クロム化合物		0.2 mg/l 以下
7	砒素及びその化合物		0.1 mg/l 以下
8	シアン化合物		0.5 mg/l 以下
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003 mg/l 以下
10	トリクロロエチレン		0.1 mg/l 以下
11	テトラクロロエチレン		0.1 mg/l 以下
12	ジクロロメタン		0.2 mg/l 以下
13	四塩化炭素		0.02 mg/l 以下
14	1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/l 以下
15	1,1-ジクロロエチレン		0.2 mg/l 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/l 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/l 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/l 以下
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/l 以下
20	チウラム		0.06 mg/l 以下
21	シマジン		0.03 mg/l 以下
22	チオベンカルブ		0.2 mg/l 以下
23	ベンゼン		0.1 mg/l 以下
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下	
25	ふっ素及びその化合物	1年に1回以上	10 mg/l 以下
26	水素イオン濃度（pH）	1月に1回以上	5.8 以上 8.6 以下
27	生物化学的酸素要求量（BOD）		25（日間平均 20）mg/l 以下（※1, 2）
28	化学的酸素要求量（COD）		25（日間平均 20）mg/l 以下（※1, 2）
29	浮遊物質（SS）		60（日間平均 50）mg/l 以下（※1, 2）
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1年に1回以上	1 mg/l 以下
31	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		10 mg/l 以下
32	フェノール類含有量		1 mg/l 以下
33	銅含有量		2 mg/l 以下
34	亜鉛含有量		2 mg/l 以下
35	溶解性鉄含有量		10 mg/l 以下
36	溶解性マンガン含有量		10 mg/l 以下
37	クロム含有量		2 mg/l 以下

38	大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³ 以下 (※2)
39	窒素含有量		120 (日間平均 60) mg/l 以下 (※2)
40	磷含有量		16 (日間平均 8) mg/l 以下 (※ 2)
41	ダイオキシン類 (焼却施設のみ。)	ダイオキシン類対策特別措置法 施行規則第 2 条第 2 号に掲げる 方法	10 pg-TEQ / l 以下

備 考

- ※1 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- ※2 日間平均とは、1 日の作業時間内において排出水を 3 回以上測定した結果の平均値として取り扱うこととする。この場合、作業開始直後及び作業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。

別表7 熱しゃく減量に関する基準適用除外の留意事項

<p>1 燃え殻の熱しゃく減量が10%の基準値を超える場合であっても、必ずしもこれが過負荷投入による不完全燃焼の指標とはならない例外的な場合とは、燃え殻を燃え殻のまま使用するために当該焼却灰の熱しゃく減量を高くする必要がある場合であること。例えば、木くずなどを焼却して炭化物とし多孔質、吸着活性等の炭化物の特性を活かして木炭等に使用する場合であり、通常、こうした炭化物の熱しゃく減量は10%を超えるが、良質の炭化物を得るためには適切な燃焼管理の下で焼却する必要があることから、例え燃え殻の熱しゃく減量が10%を超えていても、必ずしもこれが過負荷投入に起因するものではないと考えられること。</p> <p>2 燃え殻の熱しゃく減量の測定は、平成2年2月衛環第22号厚生省通知の別紙2に示された方法により行うこととするが、この測定法は、燃え殻中の未燃焼有機物の割合を示すことを目的とし、炭酸塩などの無機物の分解による影響を排除するように定めていることから、廃棄物に燃焼速度が極めて遅く通常の燃焼で燃焼しきることが困難な無機物が大量に含まれている場合には、熱しゃく減量の測定において、その影響を控除しても差し支えないこと。例えば、廃タイヤ等には、ゴムの強度を高めるためにカーボンブラック（無定型炭素）が含まれているが、このカーボンブラックは、融点が3,000℃以上の化学的に極めて安定な無機物であり、通常これが燃え殻中の未燃分として大量に残存することから、廃棄物に占める廃タイヤの割合が大きいほど燃え殻の熱しゃく減量は高くなる傾向にある。したがって、廃棄物に廃タイヤ等が含まれることにより、燃え殻の熱しゃく減量が10%の基準値を超える場合には、熱しゃく減量の測定において、カーボンブラックによる影響を控除しても差し支えないこと。なお、焼却灰中のカーボンブラックの含有量については、日本工業規格K6227に規定するゴム製品分析方法のカーボンブラックの定量等により廃タイヤ等に含まれるカーボンブラック量を把握し、これを基に控除するものとする。</p>
--

別表8 焼却施設に係るダイオキシン類の大気排出基準

焼却室の処理能力	平成9年12月1日時点で設置の許可を受けている、若しくは設置の許可の申請をしている産業廃棄物処理施設又は現に設置している指定処理施設	平成9年12月2日以降の施設
4 t/h 以上	1 ng-TEQ / m ³ 以下	0.1 ng-TEQ / m ³ 以下
2 ~ 4 t/h	5 ng-TEQ / m ³ 以下	1 ng-TEQ / m ³ 以下
2 t/h 未満	10 ng-TEQ / m ³ 以下	5 ng-TEQ / m ³ 以下

備考

ダイオキシン類の濃度の算出方法は、平成12年1月厚生省告示第7号によること。

別表9 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設に係るダイオキシン類の水質排出基準

<p>廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設</p> <p>10 pg-TEQ / l 以下</p>
--

備考

ダイオキシン類の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第2号に掲げる方法によること。